

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆全国社会福祉協議会 清家篤会長メッセージ

全国社会福祉協議会 清家篤会長は、福祉関係者へ下記のメッセージを発信しました。

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化することを視野に入れ、制度的支援の拡充や地域支援の結集などに正面から取り組むとともに、全国の福祉関係者に向けて、今こそ一丸となって難局を乗り越え、社会の礎としての気概を社会に示すときであると、福祉関係者に呼びかけています。

社会福祉に携わる皆様へ

緊急事態宣言の発せられている中で、様々な困難をかかえておられる方々を支援するために日々奮闘されている皆様に、全国社会福祉協議会を代表して深く感謝申し上げます。厳しい職員体制や衛生用品の不足などもあり、不安をかかえてのお仕事も多いと思います。そのような条件の下で、支援を必要とする方々に向き合っておられる皆様の献身に、心から敬意を表します。

4月7日に発せられた緊急事態宣言は、5月7日から5月末まで延長される事態となっています。各地で事情は異なるものの、まだまだ安心できる状況には至っておらず、日本社会の足元を大きく揺るがす未曾有の事態の終息はなかなか見通せない状況にあります。

かつて経験したことのない広範な社会・経済活動の停止は個人や事業者の収入の減少、雇い止め、失業などを招き、高齢者や障害児・者、児童、乳幼児のいる世帯はもちろんのこと、多くの方々が困窮状態に陥っています。特例的な緊急小口資金貸付の申請者が市町村社協等の窓口に急増している状況からもそのことがうかがえます。要は、求められる支援が、規模、範囲、内容とにかつて経験したことのないものになっているということです。

こうした状況下で社会・経済活動の回復は容易ではないと考えられます。社会・経済活動の回復の遅れは、当然、生活困窮からの脱却にも時間を要することとなり、またそのなかで生まれた経済活動や社会生活の変化は、既存の福祉ニーズを深刻化させるとともに新たな福祉ニーズを発生させることとなります。当然、私たちの支援には、長い取り組みと創意工夫が求められます。

今こそ、私たち福祉関係者は、直接支援を担う方々やその家族等の健康と安全を守る努力を続けながら、多様な支援を必要とする方々に対し、様々な制約を乗り越えて福祉サービスを提供し続けなければなりません。同時に、社会に対し制度的支援の拡充や地域支援の結集を呼びかけ、牽引していかねばなりません。

全国社会福祉協議会といたしましても、皆様の力添えを頂きながら、この国難に正面から取り組んで参りたいと考えております。私たち福祉関係者は、長く社会を支えてきた自負と経験を活かし、叡智を結集し、一丸となってこの難局を乗り越え、社会の礎としての気概を世に示そうではありませんか。

令和2年5月8日
社会福祉法人全国社会福祉協議会 会長 清家 篤

本メッセージは全国社会福祉協議会ホームページに掲載しています。併せてご参照ください。

■全国社会福祉協議会トップページ > 会長メッセージ
https://www.shakyo.or.jp/tsuite/chairman_message.html

—今号の目次—

- ◆ 新型コロナウイルス感染症への対応について厚生労働省と意見交換 …… 3
- ◆ 緊急事態宣言解除後の対応等について、事務連絡が発出される
（厚生労働省） …… 4
- ◆ 保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策について
（厚生労働省） …… 7
- ◆ 「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについて（内閣府等）
—職員の賃金の支払いについての項目が追記される …… 8
- ◆ 令和2年度幼稚園教員資格認定試験について（文部科学省等） …… 9
- ◆ 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について
（厚生労働省） …… 9

◆新型コロナウイルス感染症への対応について厚生労働省と意見交換

令和2年5月13日、保育三団体協議会において、厚生労働省子ども家庭局保育課長 矢田貝泰之氏らと意見交換を行いました。緊急事態宣言が発令されている中での開催のため、厚生労働省の会議室において感染防止の配慮をした上で、出席者を絞り、短時間の開催となりました。意見交換には、本会から奥村尚三副会長が出席しています。

国の緊急事態宣言の一部解除に向けた動きの中で、保育所・認定こども園等における解除後の課題を話し合うとともに、奥村副会長からは、緊急事態宣言の解除後の対応について、現場が混乱しないよう、国からの方針を示していただくよう伝えました。

また、感染が拡大する中で、保育現場の感染予防の取り組みや、保育士の日々の努力によって保育が成り立っていること、長期化する登園自粛の中で様々な工夫をしながら在宅の子ども・保護者への各種支援にあたっている保育現場の状況等について発言しました。

矢田貝課長からは、保育現場の日々のご苦勞への感謝の意が表明されるとともに、意見交換が現場の課題や取り組みを知るいい機会になったとの話がありました。また、緊急事態宣言解除後の対応については、国として何らかの周知（例えば事務連絡等の発出）を検討していることなども示されました。

なお、意見交換に先立ち、緊急事態宣言の一部解除が検討されていること、今後新型コロナウイルスと共存する生活等が求められ、対応が長期化することを踏まえ、本会の考え方として下記の内容を取りまとめました。

当日は、下記の内容に基づいて発言するとともに、本会として保育現場の課題や取り組みについて保育課へ引き続き厚生労働省保育課へ情報提供することとしています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止等に関する現状と課題等について ～緊急事態宣言一部解除等の動きを視野に入れて～

1. 緊急事態宣言解除後の課題への対応

緊急事態宣言が解除される際には、地域の状況に応じて安全性を確保した保育の再開に配慮する必要がある。段階的な受入れなど、感染防止対策とともに子どもたちの安心・安全な環境づくりに向けて、国として保育所等再開に向けた基本的な方針の提示が必要になる。

また、感染予防・拡大防止の観点から、マスク・消毒液の確保について、引き続き優先的に入手できるよう、国からの働きかけが必要になる。

2. 保育士等職員への支援

保育士等職員は、3密を避けることが困難な保育現場において、感染リスクの不安を抱えながら、強い使命感のもと、感染防止に平時以上の労力をかけ、一人ひとりの子どもの状況に応じた保育に取り組んでいる。こうした現場への理解とともに、感染症対策に関する最新情報や指針の提供、保育士等職員への各種支援についての配慮を求める必要がある。

3. 登園を控えている子どもと保護者への支援

全国の保育所等では自治体の判断により、感染拡大防止のための登園自粛や臨時休園等の措置が図られ、多くの保護者に家庭での保育に理解と協力を得ている。状況が長期化し、在宅で過ごす子ども・保護者のストレスが強くなっている。

保育所等においては、電話やインターネット等オンライン環境により家庭保育の支援、見守りや保護者の相談支援などを行っているが、そのための環境整備等の支援が必要になっている。

4. 地域の子どもと保護者への支援

感染拡大防止のため、子育て中の保護者の相談に応じたり、交流の場を提供したりする子育て支援センター等は休館や機能の縮小となっている。また、虐待を受けている疑いのある子どもの見守りも困難な状況にある。

保育所等に通っていない子どもへの支援として、相談支援の実施などが求められ、これまで以上に、市町村等の行政や保育所等関係機関との連携強化が求められる。家庭とオンラインでつながる支援など、実現可能な取組の検討と推進も必要になる。

◆緊急事態宣言解除後の対応等について、事務連絡が発出される（厚生労働省）

令和2年5月14日、厚生労働省は、下記の事務連絡を発出し、緊急事態宣言解除後の対応について、考え方を説明しています。

保育三団体協議会において5月13日に実施した意見交換の際に表明した内容も盛り込まれ、解除後の対応について、市町村の判断で適切に実施する旨が示されています。

(1) 緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について (令和2年5月14日、事務連絡)

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について (令和2年5月14日時点)

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号の緊急事態措置を実施すべき区域について、一部の都道府県について区域の指定の解除がなされた。これに伴う保育所等における対応について以下のとおりお示しする。指定を解除された都道府県内の市区町村においては参照いただきたい。

(保育所について)

1. 保育所の開所等の判断について

(1) 保育所については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所いただくようお願いする。

(2) ただし、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月14日変更）においては、指定を解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある旨などが示されていることから、引き続き、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることが考えられる。その際にも、必要な者に保育が提供されないということがないように、市区町村において十分に検討いただきたい。いずれにしても、登園自粛をお願いするか否かの判断は市区町村において行われたい。

(3) また、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）に基づき、保育所の園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、市区町村等において臨時休園を検討いただきたい。その場合にも、子どもの保育が必要な場合の対応として、訪問型一時預かりや保育士による訪問保育、ベビーシッターの活用等の代替措置を講じていただくようお願いする。

2. 保育所における感染予防について

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月14日変更）においては、指定を解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある旨などが示されていることから、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第四報）」（令和2年5月14日付け事務連絡）の問5などに基づき、保育所における感染予防に取り組んでいただくようお願いしたい。

(2) また、令和2年度補正予算においても、市区町村がマスクや消毒液の購入等に必要となる経費の補助（上限50万円）が措置されているところであり、保育所における感染予防を行うに当たっては積極的に活用されたい。

(3) この他、人との接触を減らす観点から、園児の登降園の時間を可能な限り分散させるようお願いすることや、イベントの開催に際して参加人数を抑えることや参加者間のスペースを確保することなども考えられ、市区町村において適切に対応されたい。

内容の詳細は下記ホームページの「56」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

(2) 保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）
（令和2年5月14日、事務連絡）

罹患が確認されない子ども・職員についての留意事項が示されました。

保育所等における感染拡大防止のための留意点

（職員等について）

- 保育所等の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱や呼吸器症状（以下「発熱等」という。）が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底する。保育所等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。
過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。
ここでいう職員とは、子どもに直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとする。
委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には立ち入りを断ること。
- 該当する職員については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について（令和2年5月8日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。

（子どもについて）

- 保育所等の登園に当たっては、登園前に、子ども本人・家族又は職員が必要に応じて本人の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。
過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該子どもの健康状態に留意すること。
上記にかかわらず、病児保育事業の利用について妨げるものではないが、当該子どもの保育所等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休園を実施している場合等については、感染の状況や受診した医師の診断を参考に、利用の可否について、慎重に判断すること。
- 市区町村や保育所等においては、都道府県等や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で保育所等において必要な対応がとられるように努めるものとする。

内容の詳細は下記ホームページの「57」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

(3) 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第四報）
（令和 2 年 5 月 14 日現在）（令和 2 年 5 月 14 日、事務連絡）

問 6 が修正されました。

（登園を避けるよう要請する目安）

問 6 発熱に関して、低年齢児の場合、一般に体温が変動しやすい。何を基準に判断すればよいか。

○ 「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）（令和 2 年 5 月 14 日）」に基づき、発熱等がある場合は登園を避けるよう要請することとしています。ただし、発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意することが求められます。また、今般の新型コロナウイルスを発症した人の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられます。子どもの個々の取り扱いについては、主治医や嘱託医と相談するとともに、判断に迷う場合は市区町村や保健所とも相談の上対応してください。

内容の詳細は下記ホームページの「58」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策について（厚生労働省）

令和 2 年 5 月 14 日、厚生労働省は、標記内容についての交付要綱等を発出しました。

マスク等の購入への補助金については、令和 2 年度補正予算の成立に伴い、令和元年度分と合わせて 50 万円の限度額（市町村事業と合わせて実施される場合にも合計 50 万円であり、施設からの申請が 50 万円以下に設定されている場合もあります）が設定されています。申請受付等の詳細は、市町村にお尋ねください。併せて、Q&A も改正されています。

詳細は、別添の資料 1・2 をご参照ください。

◆「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについて（内閣府等） —職員の賃金の支払いについての項目が追記される

令和2年4月28日、厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県、指定都市、中核市子ども・子育て支援新制度担当部局宛に発出しました。

本事務連絡では、次の項目1点が追記されています。

臨時休園等の期間中であっても通常通りの給付費の支給があります。一部の報道では、休園している場合に、職員の賃金が十分に支給されず、人件費分を施設が留保しているという指摘があります。緊急事態宣言が長期化する地域が想定されますが、職員の生活、労働者の権利を守るためにも、賃金の支払いについて適切なお対応をお願いいたします。

No. 11 公定価格

(問)

公定価格について臨時休園等の場合についても通常通り支給することとされていますが、職員の賃金の支払いについてどのように対応すべきですか。

(答)

公定価格においては、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等を行っている場合においても、通常どおり給付を行い、施設の収入を保証することとしています。人件費の支出についても、これを踏まえて適切にご対応いただくべきと考えております。

また、公定価格について施設型給付費等の取扱いに変更がないことは、すでに次の内容が示されています。

No. 10-3 公定価格

(問)

令和2年4月以降、臨時休園等の期間中の施設型給付費等の取扱いに変更はあるのでしょうか。

(答)

令和2年4月以降についても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等している場合の施設型給付費等については、通常どおり支給します。

また、各種加算や加減調整・乗除調整の取扱いについても同様に、臨時休園等により各種加算の要件を満たせない場合等であっても通常通り支給します。

内容の詳細は下記ホームページの「54」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆令和2年度幼稚園教員資格認定試験について (文部科学省等)

幼稚園教員資格認定試験は、文部科学省が実施（独立行政法人教職員支援機構が事務を担当）しています。

幼稚園教員資格認定試験は、保育士等として一定の勤務経験を有する方が幼稚園教諭免許状を取得する方策として実施している試験です。この認定試験に合格した方は、都道府県教育委員会に申請すると幼稚園教諭の二種免許状が授与されます。

この幼稚園教員資格認定試験について、今年度試験の受験案内が公表されました。出願期間は5月22日（金）～6月5日（金）、試験日は9月13日（日）です。

詳細は、下記ホームページをご参照ください。

■独立行政法人教職員支援機構トップページ > 教員免許 > 教員資格認定試験 > 令和2年度 教育資格認定試験

<https://www.nits.go.jp/menkyo/shiken/2020/>

◆「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について（厚生労働省）

令和2年5月11日、厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県、指定都市、中核市民生主管部局宛に発出しました。

本事務連絡では、新型コロナウイルス感染症専門家会議の議論を踏まえ、感染症の相談・受診の目安が改訂されました。

2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

○ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

- ☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

○ 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「55」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html